

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
ように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市個人情報保護条例の廃止)

第 1 条 熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号）は、廃止する。

(熊本市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）の一部を次のように改正す
る。

第 2 条第 2 号中「記録をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 6 条に次の 1 項を加える。

3 開示請求に係る文書等に次条第 2 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 号において同じ。）の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第 7 条第 1 号中「開示する」を「公にする」に改め、同条第 2 号を次のとおり改める。

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第7条第5号を削り、同条第4号中「開示する」を「公にする」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同号ただし書中「当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるもの」を「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に改め、同号ア中「開示する」を「公にする」に、「競争上の地位、財産権」を「権利、競争上の地位」に改め、同号イ中「実施機関からの」を「実施機関の」に、「約束の下に、任意に提供されたもので」を「条件で任意に提供されたものであつて」

に、「常例」を「通例」に、「約束の締結が状況に」を「条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第7条第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (7) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立

行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
第8条中「不開示情報」の次に「（前条第3号に掲げる情報を除く。）」を加える。

第15条第2項中「第7条第2号オ、同条第3号ただし書」を「第7条第2号イ、同条第4号ただし書」に改める。

（熊本市オンブズマン条例の一部改正）

第3条 熊本市オンブズマン条例（平成23年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「当たっては、」の次に「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び」を加え、「及び熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）」を削る。

（熊本市行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の一部改正）

第4条 熊本市行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例（平成28年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「に規定する」を「又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項の規定により審理員が指名されない」に改め、「第38条第1項」の次に「（法第9条第3項又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第4条中「（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第5条第1項中「に規定する」を「又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項の規定により審理員が指名されない」に改め、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により共同して設置する」を削る。

第6条の表第3条第1項の項中欄中「に規定する」を「又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項の規定により審理員が指名されない」に改め、「第38条第1項」の次に「（法第9条第3項又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同表第4条の項中「（法第9条第3項の規定により読み替

えて適用する場合を含む。)」を削る。

第7条の表第3条第1項の項中欄中「に規定する」を「又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項の規定により審理員が指名されない」に改め、「第38条第1項」の次に「（法第9条第3項又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同表第4条の項中「（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

（熊本市実費弁償条例の一部改正）

第5条 熊本市実費弁償条例（平成28年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「に規定する」を「又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項の規定により審理員が指名されない」に改め、同条第9号中「地方自治法第252条の7第1項の規定により共同して設置する」を削り、同条第10号中「第8条第4項」の次に「（同条例第16条の規定により準用する場合を含む。）」を加える。

（熊本市公文書管理条例の一部改正）

第6条 熊本市公文書管理条例（令和2年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

第16条第1項第1号ウ中「第7条第3号」を「第7条第4号」に改め、同号エ中「第7条第4号」を「第7条第5号」に改め、同号オ中「第7条第6号に掲げる情報（争訟、交渉、契約、調査、研究及び人事管理に関する情報を除く。）」を「第7条第7号に掲げる情報（同号ア又はオに掲げるおそれがあるものに限る。）」に改める。

第21条第2項中「第7条第2号オ」を「第7条第2号イ」に、「同条第3号ただし書」を「同条第4号ただし書」に改める。

（熊本市立図書館設置条例等の一部改正）

第7条 次に掲げる条例の規定中「熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43

号) 第 1 2 条の 2」を「個人情報保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号) 第 6 6 条第 2 項において準用する同条第 1 項及び同法第 6 7 条」に改める。

- (1) 熊本市立図書館設置条例(昭和 2 8 年条例第 6 2 号) 第 1 7 条
- (2) 熊本市墓地条例(昭和 3 9 年条例第 3 4 号) 第 2 3 条
- (3) 熊本市市民会館条例(昭和 4 2 年条例第 3 3 号) 第 2 8 条
- (4) 熊本市公民館条例(昭和 4 3 年条例第 1 6 号) 第 1 6 条
- (5) 熊本市職業訓練施設条例(昭和 4 5 年条例第 2 6 号) 第 1 8 条
- (6) 熊本市営駐車場条例(昭和 4 6 年条例第 5 7 号) 第 1 9 条
- (7) 熊本市老人福祉センター条例(昭和 4 8 年条例第 3 8 号) 第 1 6 条
- (8) 熊本市老人憩の家条例(昭和 4 8 年条例第 3 9 号) 第 1 5 条
- (9) 熊本市都市公園条例(昭和 5 2 年条例第 3 2 号) 第 3 0 条
- (10) 熊本市共同利用施設条例(昭和 5 4 年条例第 2 0 号) 第 1 5 条
- (11) 熊本市余熱利用施設条例(昭和 5 5 年条例第 1 3 号) 第 1 9 条
- (12) 熊本市納骨堂条例(昭和 5 6 年条例第 1 6 号) 第 1 8 条
- (13) 熊本市体育施設条例(昭和 6 0 年条例第 1 2 号) 第 1 8 条
- (14) 熊本市自転車駐車場条例(昭和 6 0 年条例第 2 9 号) 第 2 2 条
- (15) 熊本市総合体育館・青年会館条例(昭和 6 1 年条例第 1 0 号) 第 1 9 条
- (16) 熊本市森林学習館条例(昭和 6 2 年条例第 1 6 号) 第 1 6 条
- (17) 熊本市流通情報会館条例(昭和 6 3 年条例第 3 9 号) 第 2 4 条
- (18) 熊本市男女共同参画センターはあもにい条例(平成元年条例第 4 8 号) 第 2 4 条
- (19) 熊本市水の科学館条例(平成 2 年条例第 4 5 号) 第 1 4 条
- (20) 熊本市くまもと工芸会館条例(平成 3 年条例第 3 5 号) 第 2 4 条
- (21) 熊本市地域コミュニティセンター条例(平成 4 年条例第 3 8 号) 第 1 2 条
- (22) 熊本市在宅福祉センター条例(平成 4 年条例第 5 5 号) 第 1 8 条
- (23) 熊本市障害者福祉センター希望荘条例(平成 4 年条例第 5 8 号) 第 1 6 条
- (24) 熊本市辛島公園地下通路設置条例(平成 5 年条例第 3 7 号) 第 1 2 条
- (25) 熊本市記念館条例(平成 5 年条例第 4 6 号) 第 1 3 条
- (26) 熊本市国際交流会館条例(平成 6 年条例第 1 号) 第 2 3 条
- (27) 熊本市子ども文化会館条例(平成 6 年条例第 4 3 号) 第 2 6 条

- (28) 熊本市健軍文化ホール条例（平成7年条例第27号）第24条
- (29) 熊本市食品交流会館条例（平成9年条例第43号）第23条
- (30) 熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）第66条
- (31) 熊本市総合屋内プール条例（平成10年条例第2号）第22条
- (32) 熊本市火葬場条例（平成10年条例第56号）第23条
- (33) 熊本市高齢者技能習得センター条例（平成12年条例第11号）第13条
- (34) 熊本市介護予防支援事業推進のための施設に関する条例（平成13年条例第21号）第21条
- (35) 熊本市現代美術館条例（平成13年条例第51号）第26条
- (36) 熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例（平成13年条例第52号）第15条
- (37) 熊本市夢もやい館条例（平成14年条例第50号）第24条
- (38) 熊本市勤労者福祉センター条例（平成15年条例第27号）第24条
- (39) 熊本市祖崇廟納骨堂条例（平成20年条例第39号）第21条
- (40) 熊本市植木健康福祉センター条例（平成22年条例第46号）第17条
- (41) くまもと森都心プラザ条例（平成22年条例第120号）第25条
- (42) 熊本市児童館条例（平成23年条例第80号）第16条
- (43) 熊本市ふれあい広場条例（平成24年条例第124号）第22条
- (44) 熊本市物産館条例（平成25年条例第77号）第22条
- (45) 熊本市東部堆肥センター条例（平成29年条例第41号）第18条
- (46) 熊本城ホール条例（平成29年条例第50号）第24条
- (47) 熊本市川尻公会堂条例（平成30年条例第18号）第23条
- (48) くまもと街なか広場条例（令和3年条例第25号）第23条
- (49) 熊本市立野外教育施設条例の一部を改正する条例（令和4年条例第9号）中
第9条を第17条とし、第8条の次に8条を加える改正規定

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる者に係る第1条の規定による廃止前の熊本市個人情報保護条例（以下

「旧個人情報保護条例」という。)第3条第2項、第12条第4項及び第12条の2第4項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

(1) 施行日に現に旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの

(2) 施行日前において、旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務(当該事務の委託を受けたものから再委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務を含む。)に従事していた者又は公の施設の管理に係る旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者(前号に該当する者を除く。)

3 施行日前に旧個人情報保護条例第13条、第21条又は第24条の規定による請求がされた場合における、これらの請求に係る決定及び当該決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された、行政文書(旧個人情報保護条例第2条第4号の行政文書をいう。以下同じ。)又は指定管理者等文書(旧個人情報保護条例第37条第2項の指定管理者等文書をいう。以下同じ。)に記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の行政文書又は指定管理者等文書に記録された旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(施行日前において旧実施機関が保有していたものに限る。)(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に外部提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 施行日に現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第2項第2号に掲げる者

5 附則第2項各号に掲げる者が、施行日前にその業務に関して知り得た旧個人情報(行政文書又は指定管理者等文書に記録されたものに限る。)を、施行日以後に、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供をし、又は盗用したときは、

- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 施行日前にした行為に対する旧個人情報保護条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提出理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）の廃止その他の関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。